

平成30年12月3日

各 位

会 社 名 五洋インテックス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大脇 功嗣  
(JASDAQ・コード7519)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役管理部長 檀上 浜爾  
電 話 0568-76-1050

### 株主による臨時株主総会の招集請求に関する途中経過

平成30年11月26日付で開示しました「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」について、当社が平成30年11月20日付で株式会社B Tホールディング、鈴木洋氏、株式会社木村建設及び木村永浩氏（以下、これらの株主を総称して「請求人ら」といいます。）から受領した「株主総会招集請求書」に係る臨時株主総会の招集請求（以下「本請求」といいます。）に対する当社の検討の途中経過を、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

当社は、本請求に係る請求人らからの提案を真摯に検討しておりますが、本請求が当社への事前の接触もなく突然行われたものであったため、請求人らの意向を理解しかねております。

そのため、当社は、本日開催の取締役会におきまして、本請求の理由・経緯、本請求に掲載されている各取締役候補者及び監査役候補者のご見識・ご経験並びに当社役員になった場合に当社の常勤の役員となる予定の有無等について書面にて請求人らに対して質問するとともに、各取締役候補者及び監査役候補者との面談の申入れを行うことを決定しました。

本請求に対する当社の考え方及び対応の方針につきましては、当該質問に対する請求人らからの回答並びに各取締役候補者及び監査役候補者との面談の結果を踏まえて決定次第、開示いたします。

なお、「株主総会招集請求書」の全文は、別紙のとおりです。

以上

## 別紙

### 株主総会招集請求書（全文を原文のまま掲載）

株式会社B Tホールディング、鈴木 洋、株式会社木村建設及び木村 永浩（以下「当社ら」という。）は、五洋インテックス株式会社（以下「貴社」という。）の株主であり、発行済株式総数2,020,317株の100分の3以上である計89,000株の普通株式を6箇月前から引き続き有することから、会社法第297条第1項に基づき、下記のとおり貴社の株主総会の招集を請求する。

#### 記

##### 第1 株主総会の目的である事項

###### 1 取締役1名及び監査役1名解任の件

###### (1) 解任対象取締役

大脇 功嗣

###### (2) 解任対象監査役

谷口 優

###### 2 取締役4名及び監査役1名選任の件

###### (1) 取締役候補者

中島 幹裕

梅野 拓実

宮原 雄一

###### (2) 監査役候補者

戸田 裕典

##### 第2 招集の理由

###### 1 役員解任について

###### (1) 解任対象取締役について

解任対象取締役である大脇氏が代表取締役社長に就任した平成18年3月期以降、貴社は平成26年3月期を除く全ての事業年度において、経常赤字を計上するという極めて異常な事態に陥っている。

また、貴社は、新規事業への積極的投資による収益性の向上を企図し、平成24年3月期から平成30年3月期までの間、複数回増資等を繰り返し、約12億円もの多額の資金調達を行っているが、上記貴社の業績の結果に鑑みれば、当該調達資金が有効に利用されたものとは認められず、結果として、徒に株式価値の希薄化を招いたに過ぎなかったものと言わざるを得ない。

具体的には、平成23年8月時点の貴社の発行済株式総数は6,074千株（平成30年10月1日の株式併合を考慮する前の数を記載している。以下同じ。）であったところ、上記の増資等の結果、貴社の発行済株式総数は、平成30年3月末の時点で20,203千株と、当初の約3倍以上となっており、その希釈率は約233%にも達している。

その点、東京証券取引所に提出された平成30年8月7日付の「改善報告書」（以下、単に「改善報告書」という。）によれば、新規事業を推進する立場にあった代表取締役社長及び前取締役管理部長において、新規事業の事業実態を適切に理解することの必要性に対する認識が欠如しており、当該事業への知見及びノウハウが不十分であったとの指摘がなされているところであり、代表取締役である大脇氏が貴社の経営を担うべき取締役の一員として相応しくない人物であることは明らかである。

また、大脇氏には貴社のこれまでの業績悪化に対する重大な経営責任が存するというべきであ

るが、当時の取締役管理部長が既に取締役を辞任している一方、大脇氏は3カ月間の役員報酬を2割削減するだけに留まっており、同氏が上記経営責任を果たしたとは到底認めることができない。

さらに、平成30年11月2日付IRの「業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「業績予想の修正IR」という。）において、貴社の平成31年3月期の通期予想が、当初の営業黒字及び経常黒字の見込みから、一転、営業赤字及び経常赤字の見込みへと大幅な下方修正が行われ、当該修正の理由として、新規事業であるメディカル関連事業において、メディカルツーリズムの稼働の大幅な遅れが指摘されていることからすれば、貴社の業績回復を図るには、一刻も早く、大脇氏を貴社の取締役の地位から退かせた上、経営体制を刷新することが不可欠であるといえる。

以上の理由から、大脇氏の取締役の解任を求める次第である。

## （2）解任対象監査役について

貴社は、平成27年3月期から平成30年3月期第3四半期までの期間に係る決算短信、有価証券報告書、四半期決算短信及び四半期報告書（以下、これらを「過年度決算短信等」という。）について、同期間内の複数の取引に不適切な会計処理が発生したため、そこに記載された決算数値等の訂正を余儀なくされるとともに、金融庁による課徴金納付命令の処分を受けるに至っている。

そして、改善報告書によれば、不適切会計の原因となった新規事業の実施の意思決定に際し、代表取締役社長又は前取締役管理部長からその他の取締役・監査役等への口頭報告のみで了解が得られたものとされ、監査役及び監査役会に対し、十分な情報提供がなされず、経営監視機能が発揮できていなかった旨の指摘がなされている。

その点、谷口氏は、平成19年6月から現在に至るまでの11年以上の期間、貴社の監査役の地位にあり、現監査役らの中で唯一、過年度決算短信等に係る期間中に監査役の地位にあった人物であるが、およそ4年にも亘る当該期間において、同氏が上記不適切会計の発見ないし予防につながる具体的な措置を講じた事実は認められないばかりか、同氏は、自ら情報収集に努めることもなく、漫然と代表取締役らの報告を受けていただけに留まり、監査役としての職責を果たしていたとは到底認められない。

したがって、谷口氏には上記不適切会計発生の責任の一端があるというべきであり、また、今後同氏に対し、監査役として貴社の経営監視を期待することも難しいと言わざるを得ないことから、谷口氏の監査役の解任を求める次第である。

## 2 役員の選任について

経営体制の刷新を図るべく、以下の理由から、各取締役候補者及び監査役候補者を貴社の取締役及び監査役として選任すべきである。

### 取締役候補者1

#### 【氏名・生年月日】

中島 幹裕（なかじま もとひろ）

昭和45年 2月25日生まれ

#### 【略歴及び重要な兼職の状況】

平成 4年 4月 株式会社エネオスフロンティア入社

平成 6年 4月 株式会社エネオスフロンティア統括MG

平成 8年 7月 ミネルバ・グループ株式会社取締役として設立

平成 9年 4月 ミネルバ・グループ株式会社代表取締役

平成22年 3月 株式会社アンテック取締役

平成24年 4月 株式会社アンテック取締役副社長

平成25年 4月 株式会社アンテック取締役社長

平成28年 4月 株式会社三和テレム広報部長  
平成30年11月 株式会社三和テレム顧問（現任）  
平成30年 6月 株式会社イーウィング取締役（現任）  
平成30年 8月 株式会社ActiveBox執行役員（現任）

**【所有する貴社の株式数】**

0株

**【取締役候補者として提案する理由】**

貴社の置かれている状況から、既存事業の再建が急務であるところ、中島氏は、上記略歴のとおり、これまで数多くの会社の代表取締役、顧問、執行役員等の重要な役職を歴任し、企業経営に関する豊富な知識及び経験を有しており、業績の回復が急務である貴社にとって、取締役として即戦力となることが期待できる人物であることから、同氏を取締役候補者として提案する次第である。

取締役候補者 2

**【氏名・生年月日】**

梅野 拓実（うめの たくみ）

昭和40年11月15日生まれ

**【略歴及び重要な兼職の状況】**

平成 4年 4月 丸紅株式会社入社

平成10年 5月 FREESTAR ENTERPRISES Co., Ltd 社外取締役

平成21年 4月 Shanghai Intercontinental Travel Service Co., Ltd 副総経理（現任）

平成21年 5月 復旦大学客員教授就任（現任）

平成21年 6月 中国関係に強いパイプを有する専門商社社外取締役（現任）

**【所有する貴社の株式数】**

0株

**【取締役候補者として提案する理由】**

業績予想の修正IRにある通り、業績修正の理由として、メディカルツーリズムの稼働の遅れが要因として挙げられているところ、梅野氏は、現在も中国の大学において日中経済関係を中心とする研究をするなど中国国内の事情に精通している人物であるばかりか、中国を軸としたアジア向けの医療インバウンド事業を中心に、メディカルツーリズムの実務にも長く携わっており、同業務に対する豊富な経験・実績をも有している。

したがって、梅野氏は、貴社が将来の事業の柱に据えようとしているメディカルツーリズム事業をその中心として推進することができる数少ない貴重な人材であって、貴社の取締役に相応しい人物であるといえることから、同氏を取締役候補者として提案する次第である。

取締役候補者 3

**【氏名・生年月日】**

宮原 雄一（みやはら ゆういち）

昭和50年 1月18日生まれ

**【略歴及び重要な兼職の状況】**

平成16年 2月 株式会社光通信入社

平成20年 6月 株式会社光通信営業部長

平成21年 8月 アクトソリューションパートナーズ株式会社専務取締役（COO）

平成27年10月 株式会社OMGホールディングス取締役営業本部長

平成29年 1月 株式会社クリークアンドリバー社事業企画室シニアプロデューサー

平成30年 5月 ITコンサルティング及びSaaSベンダー請負開発会社事業本部長（現任）

**【所有する貴社の株式数】**

0株

**【取締役候補者として提案する理由】**

宮原氏は、上記略歴のとおり、日本有数の営業会社の出身者として、全階層の営業戦略・営業戦術のノウハウを有するとともに、コンサルティング会社等における企業コンサルティングの豊富な経験を積んでおり、経営課題のヒアリング・分析、人材マネジメント及び育成・組織運営・事業構造改革などの分野において、多くの実績を有する人物でもある。

その点、業績の改善とともに事業構造を抜本的に見直す必要のある貴社にとって、宮原氏は、取締役として即戦力となることが期待できる人物であることから、同氏を取締役候補者として提案する次第である。

**監査役候補者**

**【氏名・生年月日】**

戸田 裕典（とだ ゆうすけ）

昭和58年 5月28日生まれ

**【略歴及び重要な兼職の状況】**

平成21年12月 弁護士登録

平成22年 1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所

平成24年 2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構出向

平成26年 2月 株式会社地域経済活性化支援機構（旧：企業再生支援機構）出向

平成26年 9月 戸田綜合法律事務所設立

平成30年 4月 弁護士法人ニューポート法律事務所代表弁護士（現任）

**【所有する貴社の株式数】**

0株

**【監査役候補者として提案する理由】**

戸田氏は、弁護士法人ニューポート法律事務所の代表弁護士を務める人物である。

同氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所において、ファイナンス、M&A、労働法務などの業務に従事し、企業法務全般についての幅広い知識・経験を有する上、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社地域経済活性化支援機構においては、様々な課題を抱える企業の事業再生業務に携わり、数多くの企業を再生させた経験・実績も有している。

その点、貴社が抱える課題の一つであるコンプライアンスを重視した企業経営の実現のためには、監査役ないし監査役会による牽制機能の強化が不可欠であるところ、企業法務に関する豊富な知見を有し、かつ、企業が抱える課題に対する解決能力に優れた戸田氏は、貴社の監査役に相応しい人物であるといえることから、同氏を監査役候補者として提案する次第である。

- 3 そこで、本書面到達の日から8週間以内の日を総会開催日とする貴社の臨時株主総会を招集するよう請求する。
- 4 なお、念のため当社らが貴社の株主であることを証する資料として、当社らの個別株主通知済通知書の写し、印鑑証明書の写し並びに株式会社B Tホールディング及び株式会社木村建設の履歴事項全部証明書も併せて配達証明付郵便にて送付する。

以上